

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

水戸市緑岡市民センター運営審議会

2 開催日時

令和6年3月21日（木）午後1時30分から午後2時20分まで

3 開催場所

水戸市緑岡市民センター 会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員

川崎 操, 介川文雄, 近藤 清, 岩間幸一

(2) 執行機関

藤枝一典

5 議題及び公開・非公開の別

(1) 令和5年度事業報告について（生涯学習事業）（公開）

(2) 令和6年度事業計画（案）について（公開）

(3) その他（公開）

6 非公開の理由

7 傍聴人の数

0人

8 会議資料の名称

令和5年度第2回緑岡市民センター運営審議会

9 発言内容

(1) 開 会

(2) 会長あいさつ

(3) 議 題

議 長： 議事に入ります。(1) 令和5年度事業報告(生涯学習事業)について、事務局から御説明願います。

執行機関： (資料に基づき説明)

議 長： ただいまの事務局からの説明について、御質問などはございませんでしょうか。

\_\_\_委員： 高齢者学級や女性学級について、対象が高齢者学級は高齢者クラブ、女性学級は女性会が対象ということですか。

執行機関： 高齢者学級については、対象を地区在住の高齢者、同じく女性学級は地区在住の女性を対象としています。緑岡地区全世帯にチラシを回覧して受講生の募集を行っています。関連団体との共催事業ですので、参加者の中には高齢者クラブ会員や女性会会員が多くいらっしゃいますが、各団体に所属していない地域の方からも多く受講いただいています。

\_\_\_委員： 団体の会員ではない方が多く参加されているのは良いことだと思います。

議 長： 他に御質問はございませんか。特にないようでしたら、(2) 令和6年度事業計画(案)について、事務局から御説明願います。

執行機関： (資料に基づき説明)

議 長： ただいまの事務局からの説明について、御質問などはございませんでしょうか。

\_\_\_委員： 定期講座のクラブとサークルの違いを教えてください。

執行機関： 定期講座につきましては教室・クラブともに、市民センター主催事業に位置づけられますが、サークルに移行すると市民センター主催事業から除外されます。クラブ開設に係る市民センターの業務として、講師の依頼・会場の確保・受講生の募集・会費等の収支に関する指導・助言等がございます。サークルになりますとこれらの業務を、サークルの方が対応していくことになりますので、より自主的・主体的に活動していくことが求められます。

議 長： 他に御質問はございませんか。特にないようでしたら、(3) その他に移ります。何かございませんか。特にないようですので、本日の議事は終了いたします。

執行機関： ありがとうございます。

以上で、令和5年度第2回水戸市緑岡市民センター運営審議会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございます。